

宮城県 B 法人タクシー 申請及び講習関係手数料一覧

	申請関係			講習		手数料合計
	登録の申請	運転者証交付 (ラミネート含む)	運転者証訂正 (ラミネート含む)	新規運転者講習	地理講習	
新規運転者登録初めての運転者証交付	1,830円	1,880円		13,500円		17,210円
運転者証期限更新			1,230円			1,230円
他の単位地域・指定地域から移動してきた者の登録	1,830円	1,880円			6,480円	10,190円
単位地域内の会社移動		1,880円				1,880円
再登録申請	1,830円	1,880円				3,710円
運転者証の再交付		1,880円				1,880円
氏名の変更			1,230円			1,230円
登録原簿の謄本交付						430円
登録原簿の閲覧						430円
業務経歴証明書の交付						430円

※ 手数料一覧には返送費用及び写真撮影にかかる費用は含まれておりません。

※ 表示金額は消費税が含まれています。

返送にかかる費用

運転者証等タクシーセンターから返送されるものがある場合	1,080円
-----------------------------	--------

※ 郵送による申請を行う際は手数料に加え郵送費用が必要になります。

※ 郵送による申請にかかる手数料等の振込手数料は事業者の負担となります。

※ 返送費用は申請手数料と合わせてお振込みをお願い致します。

宮城県 B 法人タクシー 申請等必要書類一覧

項 目	申 請 書 類 等							
新規運転者登録 初めての運転者証交付	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付申請書 (第九号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明	住民票の写し (6ヶ月以内)	新規講習修了証 (コピー)	適正診断予約確認 書又は適性診断票	運転免許証 の提示	写真 (6ヶ月以内)
運転者証期限更新	運転者証【訂正・再交付】申請書 (第十号様式)		登録事項変更等届出書 (第四号様式)		住所変更があ る場合住民票	運転者証 (返納)	運転免許証 の提示	写真 (6ヶ月以内)
他の単位地域・指定地 域からの移動登録	登録申請書 (第二号様式)	運転者証交付申請書 (第九号様式)	運転経歴書 (第三号様式)	雇用条件及び 雇用契約証明	住民票の写し	写真 (6ヶ月以内)	地理講習修了証 (コピー)	運転免許証 の提示
単位地域内の会社移動	登録事項変更等届出書 (第四号様式)		運転者証交付申請書 (第九号様式)		運転免許証 の提示	住所変更がある場 合住民票の写し	雇用条件及び 雇用契約証明	写真 (6ヶ月以内)
再登録申請	(第二号様式) 登録申請書	運転経歴書 (第三号様式)	運転者証交付申請書 (第九号様式)		雇用契約証明 雇用条件及び	運転免許証 の提示	住民票の写し	写真 (6ヶ月以内)
運転者証の再交付	運転者証【訂正・再交付】申請書 (第十号様式)		顛末書 (代表者及び運転者の連名)		運転免許証 の提示	汚損等で再交付の場合は 汚損した運転者証を返納		
登録原簿の謄本交付 登録原簿の閲覧	謄本交付（閲覧）請求書 (第七号様式)				申請者本人確認書類 (顔写真の確認できる公的書類。免許証等)			
業務経歴証明書交付	登録運転者業務経歴証明交付申請書（第十号様式の二）				運転免許証の提示			
運転者の住所が 変更されたとき	登録事項変更等届出書 (第四号様式)				住民票の写し		運転免許証の提示	
免許証番号が 変更されたとき	登録事項変更等届出書 (第四号様式)				運転免許証の提示			
運転免許証の取り消し	登録消除申請書 (第六号様式)				運転者証 (返納)		運転者証返納届 (正・副2通)	
40日未満の免許停止 を受けたとき	運転免許停止処分通知書又は 仮処分通知書（コピー）		登録事項変更等届出書 (第四号様式)			運転者証 提出（領置）	運転者証返納届 (正・副2通)	
40日以上での免許停止 を受けたとき	運転免許停止処分通知書又は 仮処分通知書（コピー）		登録消除申請書 (第六号様式)		講習済証 (コピー)	運転者証返納届 (正・副2通)		運転者証 (返納)

宮城県 B 法人タクシー 申請等必要書類一覧

項目	申請書類等					
運転免許証の失効	登録消除申請書 (第六号様式)		運転者証返納届 (正・副2通)		運転者証 (返納)	
運転者証の返納	運転者証返納届 (2通)		運転者証 (返納)			
氏名の変更	運転者証【訂正・再交付】申請書 (第十号様式)	登録事項変更等届出書 (第四号様式)	運転免許証の提示	住民票の写し	運転者証 (返納)	写真 (6ヶ月以内)

- ※ 住民票は6ヶ月以内
- ※ 郵送による申請等を行う場合は運転免許証の提示に替えて「第二種運転免許証の写し」に表裏面のコピーを貼って提出して頂きます。
- ※ 運転者証の交付が伴う申請等をする場合、原則として必要書類に旧運転者証を添えタクシーセンターに申請する事で新たな運転者証が交付されます。但し、郵送による申請は運転者証が事業者に届くまでに一定の期間がかかり、タクシー運転者が、その期間中に乗務出来なくなる事が考えられることから、タクシー業務適正化特別措置法施行規則第13条、14条第1項により運転者証の添付が必要な手続きについて郵送による申請等を希望した場合においては以下の書類を登録申請書等に添付することにより運転者証等の添付があったものとみなします。
 - ① 添付すべき運転者証等の両面の写し
 - ② 運転者証等の返納に関する宣誓書
- ※ 期限更新等の場合は運転者証の返納は新しい運転者証が郵送されてきた時点で直ちに書留により返納をお願い致します。
- ※ 40日未満の免許証停止処分を受けた場合、運転者証の提出（領置）が原則となります。但し停止期間が短縮された場合に郵送による提出を行うと停止期間が領置期間を上回る事となるため「宣誓書」を提出して頂く事により提出（領置）に替えることができます。
- ※ 新規講習修了証・地理講習修了証は2年以内